



水仙

花みずき



BEST MANAGEMENT

公認会計士・税理士
経営コンサルタント

安 蒜 俊 雄

〒271-0046
松戸市西馬橋蔵元町93
Phone : 047 (341) 8811
Fax : 047 (341) 8080

12月

(師走) DECEMBER

日	11	25
月	12	26
火	13	27
水	14	28
木	1	15
金	2	16
土	3	17
日	4	18
月	5	19
火	6	20
水	7	21
木	8	22
金	9	23
土	10	24

12月の税務と労務

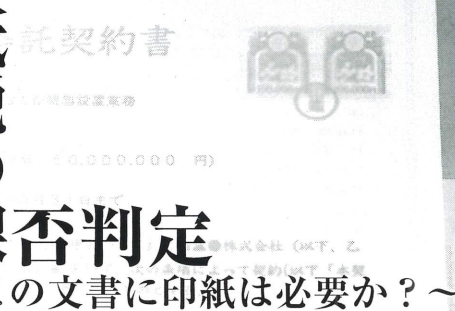
- 国 税 / 給与所得者の年末調整
今年最後の給与を支払う時
- 国 税 / 給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出
今年最後の給与を支払う前日
- 国 税 / 11月分源泉所得税の納付
12月12日
- 国 税 / 10月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 1月4日
- 国 税 / 4月決算法人の中間申告
1月4日
- 国 税 / 1月、4月、7月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合)
1月4日
- 地方税 / 固定資産税・都市計画税 (第3期分) の納付
市町村の条例で定める日
- 労 務 / 健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届
支払後5日以内

ワンポイント 医療費集計フォーム

国税庁HPの確定申告書等作成コーナーにある、医療費をエクセルなどの表計算ソフトで入力・集計するためのフォーマット。医療費の領収書が多い場合でも、画面の案内に従って金額等を入力することで医療費控除の明細書がスムーズに作成でき、作成後はe-Tax 又は印刷して提出することができます。

印紙税の課否判定

～この文書に印紙は必要か？～



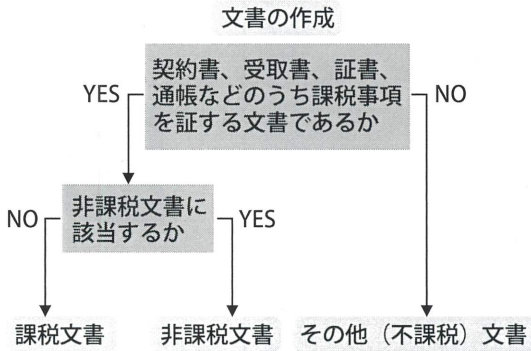
印紙税は、経済取引に伴い作成される文書に負担を求める税です。

課税される文書に印紙を貼り付け、その印紙を消印することで納付が完了します。

課税文書とは

印紙税が課税される文書（課税文書）とは、印紙税法に規定する課税事項を証明する目的で作成された、課税物件表に掲げられている20種類の文書とされています。

図表1 印紙税の課否判定



一般的なものとしては、不動産の売買契約書（第1号文書）、請負契約書（第2号文書）、売上代金に係る受取書（第17号文書）などが挙げられます。

ただし、この課税物件表の「非課税物件欄」に記載されている、記載金額が少額であるものなどは、非課税文書として印紙税が課されません。

また、課税物件表の「課税物件欄」に掲げられていない文書については、そもそも不課税文書として、印紙税の課税の対象

図表2 売上代金の受取書の場合 (1,000万円以下まで)

記載金額	税額
5万円未満のもの	非課税
5万円以上 100万円以下のもの	200円
100万円を超え 200万円以下のもの	400円
200万円を超え 300万円以下のもの	600円
300万円を超え 500万円以下のもの	1,000円
500万円を超え 1,000万円以下のもの	2,000円

外となります（図表1参照）。

今回は、これらの課税文書、非課税文書、不課税文書の判断について、間違いやすい点を確認していきたいと思います。

売上代金に係る受取書

売上代金に係る受取書とは、その受領事実を証明するために作成し、その支払者に交付する証拠証書をいいます。したがって、受取書、領収書、レシート、預り書はもちろんのこと、受領事実を証明するために請求書や

図表3

<p>例③</p> <p>領収書 金 52,800円 ※ 但し、消費税4,800円を含む</p>	<p>例①</p> <p>領収書 金 52,800円</p>
<p>例④</p> <p>領収書 金 52,800円 ※ 但し、税抜金額48,000円</p>	<p>例②</p> <p>領収書 金 52,800円 ※ 但し、消費税を含む</p>

納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したものも含まれます。

ちなみに、1千万円以下までの税額をみると、図表2のとおりとなります。

そこで、消費税の税抜価格が4万8000円、消費税額が48000円で、合計金額5万28000円に係る受取書（領収書）について確認したいと思います（図表3参照）。

受取書の記載金額については、

取引金額と消費税額を区分して記載した場合や、税込価格と税抜価格の両方が記載されていることにより消費税額が明らかになる場合には、その消費税額は記載金額に含めないこととされています。したがって、例①は税込価格のみの記載のため、例②も消費税額を確認できる記載がないため、5万2800円に對して2000円の印紙が必要となります。

一方、例③は別途消費税額が区分して記載されており、また、例④は税抜価格の記載があるため、4万8000円で非課税となります。ただし、消費税の免税事業者が発行する受取書については、そもそも消費税の納税義務がありませんので、例③、④のような記載があったとしても、総額が記載金額になりますのでご注意ください。

なお、これらの記載金額の考え方は、契約書などにおいても原則として同様となります。

三 請負契約書

(1) 請負契約と委任契約

「請負契約」とは、当事者の

一方（請負人）が、ある仕事の完成を約し、相手方（注文者）がこれに報酬を支払うことを約束することによって成立する契約をいいます。完成された仕事の結果（成果物）を目的とする点にポイントがあり、できなければ債務不履行責任を負うような契約です。代表的なものには、工事請負契約などがあります。

また、「委任契約」とは、当事者の一方（委任者）が相手方（受任者）に財産の売買、賃貸借などの法律行為を委託し、受任者がこれを承諾することによって成立する契約をいいます。先に述べたように請負は仕事の完成が目的であるのに対して、委任は一定の事項に対して事務的な処理をすること自体が目的であり、必ずしも仕事の完成を目的とはしていません。代表的なものには、不動産業者に土地の売却を依頼する契約や弁護士に訴訟代理を依頼する契約などがあります。

印紙税では、請負と委任の判断はなかなか難しいのですが、請負契約は課税の対象となり、委任契約は原則として不課税と

されています。

(2) 月額料金の記載金額
請負契約書については、記載された契約金額が1万円未満のものは非課税文書とされています。

例えば、保守契約（請負契約に該当するもの）で、月額料金9000円で契約期間が2年間の契約書を作成した場合、記載金額はどのように判定することになるでしょうか。

保守契約書	
【月額料金】	9,000円（税抜価格）
【契約期間】	○年○月○日から △年△月△日までの2年間
【契約の更新】	当事者間において申出がない場合は1年間延長する。

契約書に記載されている金額だけを見ると、非課税文書になるように思われます。しかし、月額料金と契約期間が記載されている場合は、月額料金×契約

期間の月数で算定することになります。

なお、契約の延長に係る部分については、月数として取り扱わないこととされています。

したがって、この場合の記載金額は9000円×24か月＝21万6000円となります（税額は2000円）。

四 過怠税等

課税文書に印紙の貼付がなかった場合、当初に納付すべき印紙税の額の3倍に相当する過怠税が徴収されることとなります（印紙税不納付事実申出書を提出した一定の場合は1・1倍）。

また、せっかく貼付した印紙を消印していなかった場合には、消印されていない印紙の額面に相当する金額の過怠税が徴収されることとなりますのでご注意ください。

なお、印紙を誤って貼付した場合には、過誤納金として還付の対象となる場合があります。

【参考資料】
国税庁



ハゲタカファンド

上場企業の株式は、市場を通じて日常的に売買されています。これをもう少し掘り下げて見ますと、企業は価値を日々創造していることから、創造した価値に見合った株価が株式の売買により形成されていると言えるでしょう。

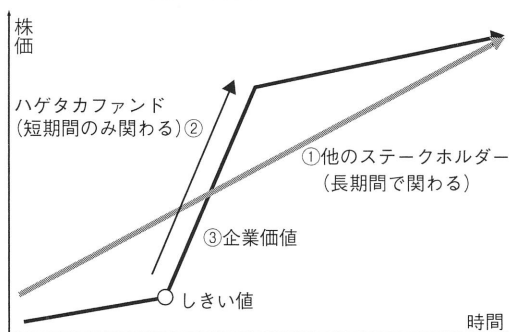
さて、本質的な企業価値がマーケットの中の動き（①の線）であるならば、市場に任せておけば安心なのでしょうが、株価が時に異常な動き（②の線）をすることがあります。それは、ファンド（投資家というより投資グループ）が資金を投入するときに起きます。特にハゲタカファンドの「マネー」が動くときです。

ハゲタカファンドとその他のステークホルダー（経営者、従業員、取引先、顧客）との違いは、一言で言えば「その企業について考える時間軸の長さ」です。

その他のステークホルダーは、マネー以

外の視点で長期にその企業と関わりますが、ファンドはマネーを軸に活動します。投入する資金の増殖を動機として動く、つまり、転売可能性に最も近い株価を軸に考え、その対象企業の価値の本質を考察する事はありません。

マネーの増加が低減すれば他の企業に投資していくことが効率的であり、このように表面をついばんでいくことからハゲタカと呼ばれます。企業の価値創造を見ますと、しきい値を超えると急速に価値を増加させていき、その後、勢いは徐々に緩やかになっていきます（③の線）。



損して得を取る

コンビニ店は、人々の日常生活の不便さを解決することを意識して運営をしています。

その一つが、一般客へのトイレ利用の提供です（ただし、全店舗にまではいきわたってはいませんが…）。

ほとんどの人は、何気なく利用していると思いますが、マーケティングアナリストの渡辺広明氏による試算（下表参照）によると、利用1回当たりの経費は約30円～40円位であろうと見えています。コンビニ店では、粗利益率30%位ですから、利用者が200円位の買い物をしてくれれば十分に採算は合うということになります。

コンビニのトイレ経費

水道代	1回	約3円
トイレトペーパー	1回	約1.2円
トイレ用洗剤	1回	約10円
電気代	1日	約9円
人件費(掃除1回10分、1日6回)	1日	1,000円

※首都圏住宅立地店舗、1日約40人が利用と計算

日本のフリーランス

フリーランサーのための新しい組織として、任意団体「フリーランスユニオン協会」が今年5月に発足しました。組織の対象者は料理配達員といった総じて労働者性の強い人々等です。政府が、フリーランス化を推進し始めたのは2016年のことです。フリーランスこそ、今日的な働き方だと。このことは渡り職人的就労形態の方向に

向かう事を進めました。しかし、そのことに伴う権利保護の低下、労働に見合う賃金額への反映等の問題が多発しています。元々、フリーランスのフリーは自由、ランスは槍を意味します。自由な槍とは、傭兵が気にならない主に仕え続ける必要はない、戦場を渡り歩くイメージがあります。しかし、日本のフリーランスは、本当に自由な槍か否か議論のあるところです。